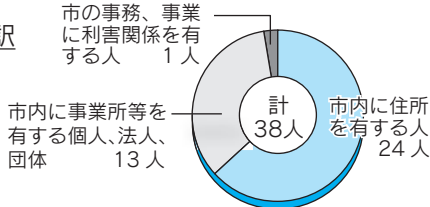


◇情報公開制度

平成16年度に受け付けた行政文書の開示請求の状況は次のとおりです。

1 開示請求者の内訳



2 開示請求文書の処理状況

実施機関	対象となった行政文書の数	全部開示	部分開示	不開示	対象文書なし
市長	133	71	58	0	4
水道事業管理者	21	4	17	0	0
議会	2	2	0	0	0
計	156	77	75	0	4

主な請求内容は、公共工事の入札、契約に関する文書などでした。部分開示、不開示の主な理由は個人情報、法人情報に該当したためです。

なお、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者への請求はありませんでした。

3 不服申し立ての処理状況

平成16年度は、実施機関の決定に対して不服申し立てはありませんでした。

◇個人情報保護制度

鳥取市では市が保有する市民のみなさんの個人情報を守るため、平成15年4月から「個人情報保護制度」を実施しています。この制度は、市民のみなさんの個人情報をより適正に取り扱うためのルールを定め、ご自分の個人情報について開示請求ができる権利を保障する制度です。

平成16年度に受け付けた個人情報の開示請求の状況は次のとおりです。

1 開示請求文書の処理状況

平成16年度は、4人から個人情報の開示請求がありました。処理状況の内訳は以下のとおりです。

実施機関	対象となった個人情報の数	全部開示	部分開示	不開示	対象情報なし
市長	4	3	0	0	1

市長部局以外の実施機関への開示請求はありませんでした。

なお、個人情報の訂正等請求、利用停止等請求はありませんでした。

2 不服申し立ての処理状況

平成16年度は、実施機関の決定に対する不服申し立てはありませんでした。

■問い合わせ先 市役所本庁舎総務課情報公開室
☎(0857)20-3105

地上デジタルテレビジョン放送
準備のため、8月1日から

テレビチャンネルが
鳥取東テレビ中継局
変わります!

NHK 教育テレビ 29から17チャンネルに

※NHK総合テレビ(27ch)は今までどおりで変更はありません

◇費用

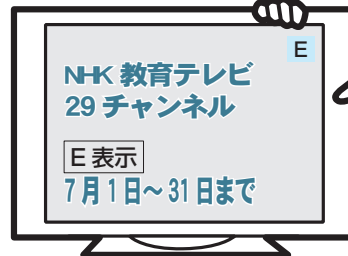
■一般の住宅や学校・福祉施設など国で決められた施設では、チャンネル変更工事費用は国の給付金でまかなわれますので負担はありません。ただし、「工事申請書」が必要になります。

■会社や事業所・店舗・旅館・ホテルなどは自費で対策をお願いします。

◇お願い

■「受信確認書」が届きましたご家庭では、必要事項を記入のうえ必ず返送してください。

7月1日以降画面にEの表示が出ているチャンネルは、10月16日から見えなくなる予定です。それまでにテレビ・ビデオのチャンネル変更が必要です(ケーブルテレビ、河原・円護寺各テレビ中継局を受信のご家庭は必要ありません)。



E
NHK教育テレビに
Eの文字が出てい
ませんか?

- ▷ 工事を行う場合は、あらかじめ工事日をお知らせしてからうかがいます。
- ▷ 正規の業者は、「腕章と身分証明書」を持っています。
- ▷ ご家庭での工事費は、国が負担しますので請求されることはありません。

■問い合わせ先 鳥取・島根地域受信対策センター ☎0120-312-665 (平日：午前9時～午後9時、土日祝：午前9時～午後6時)